

昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務
仕様書

令和元年9月

甲 府 市

1 業務名

昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務

2 業務目的

本市を代表する観光地の一つである昇仙峡の再活性化を図るため、広く観光客等の意見などを集約するための調査・分析を行うとともに、本市や地域の観光事業者、関係団体等による「昇仙峡リバイバル会議」において協議された、昇仙峡を取り巻く現状を踏まえた課題の整理や観光資源の更なる魅力向上、誘客等への対応策を基に「昇仙峡リバイバルプラン」の策定支援を行う。

3 事業期間

契約締結日から令和2年3月13日（金）まで

4 委託業務の概要

- (1) 調査の実施・分析
- (2) プラン案作成に係る基本支援
- (3) 現状分析及び見直し業務
- (4) 会議等への出席及び資料作成等支援
- (5) プラン案の作成
- (6) 成果物の作成

5 業務の内容

- (1) 調査の実施・分析
 - ア 県内外の幅広い年齢層の観光客等に対して、昇仙峡の再活性化に資する効果的な調査を行う。
 - イ 実施した調査については、分析を行った結果を報告すること。
 - ウ 委託金額には、現地調査等に係る経費を含むものとする。
- (2) プラン案作成に係る基本支援
 - ア 訪問・電話・メール等による定期的、または臨時的な打合せを実施すること。
 - イ プラン案作成に必要な資料等の調査・提供及び各種統計データの収集・分析をすること。
 - ウ プラン案作成に関するスケジュール管理をすること。
- (3) 現状分析及び見直し業務

専門的な見地、必要な資料や統計等を用い、また、関係各所等からの意見聴取を行い、昇仙峡を取り巻く現状を分析し、課題を整理し、課題解決に向けた具体的方策の検討を行い、まとめること。

(4) 会議等への出席及び資料作成等支援

ア 「昇仙峡リバイバル会議」等プラン策定に必要な会議に参画し、オブザーバーとして意見を求められた場合には発言をするほか、会議資料及び議事録の作成を行う。また、必要に応じて、有識者の会議への出席等を調整・依頼すること。なお、有識者の選定については委託者と協議の上、決定するものとする。

イ 会議資料等の詳細な書式・部数等は委託者の指示に従う。

ウ 議事録は、発言者名及び全発言を含むものと、公表を前提とした簡潔なものとの2種類を作成するものとし、詳細な書式等は委託者の指示に従う。

エ 委託金額には、有識者への経費（報酬及び交通費等）を含むものとする。

昇仙峡リバイバル会議開催予定数 4回

(5) プラン案の作成

昇仙峡リバイバル会議での検討結果等を踏まえ、専門的な見地による分析・提案等を行い、再活性化に向けた課題及び対応策を明記した「昇仙峡リバイバルプラン」案を作成する。

中間案 第2回会議の検討資料とする。

最終案 第4回会議の検討資料とする。

成果物 昇仙峡リバイバル会議における検討・分析に基づき作成する。

(6) 成果物の作成

ア 成果物については次のとおりとする。

昇仙峡リバイバルプラン 30部

業務全体に係る報告書 2部

その他（打合せ記録、本業務で使用した各種データ）

イ 昇仙峡リバイバルプランは紙媒体と電子データの2種類を納品すること。

ウ 紙媒体：カラー版 A4判横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

エ 電子データ（ドキュメント類をDVD-RまたはCD-R等に格納）3部

オ 業務全体に係る報告書については、関係資料も含む電子データを納品すること。なお、昇仙峡リバイバルプランと合わせて格納することも可とする。

6 企画提案書の提出

本仕様書で示した内容を満たす方法を提案し、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書（様式6）

(2) 業務の実施方針・業務フロー・工程表（様式7）

(3) 業務内容に係る企画提案（任意様式）

ア 調査方法について

調査の対象、項目及び時期など具体的な方法を示すこと。

県内外の幅広い年齢層の観光客等に対する、昇仙峡の再活性化に資する

効果的な調査の方法を示すこと。

イ 分析方法について

調査結果に基づき、プラン案作成に繋がる分析手法を示すこと。
分析した評価の観点について、明確に示すこと。

ウ 現状分析及び検討について

昇仙峡を取り巻く現状についての分析を示すこと。
現状分析より導き出される課題を示すこと。

(4) 見積書(様式8)

7 打ち合わせ協議

業務実施に際しては、受託者は事前に委託者とその内容について協議を行うものとする。

8 資料等の貸与及び返還

委託者は、本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下、「貸与品」という。)を貸与できる。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を委託者に返還する。

9 権利の帰属

提出された報告書等の著作権は甲府市に帰属し、一般に公開することがある。

10 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏えいがないよう機密保持に万全を期すること。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、事前に委託者の承諾を得た場合は、業務の一部を委託できるものとする。

(3) 再委託体系図の作成及び提出

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、業務からの暴力団排除を目的として、受託者は、再委託する場合には、金額・業務内容の如何にかかわらず、末端の再委託者まで反映させた「再委託体系図」を作成し、遺漏、誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、延滞なく委託者へ提出するものとする。

また、提出した「再委託体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変

更するものとし、遅滞なく委託者へ提出するものとする。

なお、提出は打ち合わせ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は後日、打合せ簿を提出するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議の上、決定するものとする。